

令和3年度おかやまの木で家づくり支援事業

岡山県では、木材需要の大半を占める住宅建築において、県産乾燥材・県産森林認証材の積極的な利用を促進するため、県産乾燥材や県産森林認証材を使用して住宅を新築または改修する施工業者を対象に助成金を交付する事業を実施しています。

1 助成金の交付対象者

県内において住宅を新築または改修される施工業者（大工、工務店等）

2 対象となる住宅の条件

(1) 木造住宅の新築

ア 建築主が居住するために建築される一戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅。建売住宅を含む。）

イ 主要構造部材に県産乾燥材を8㎡以上または県産森林認証材を4㎡以上使用する住宅

ウ 建築主と請負契約を締結した住宅（建売住宅の場合は、購入者と売買契約を締結した住宅）

エ 建築基準法に基づく確認済証の交付日または建築工事届の受理日が、令和3年4月1日以降の住宅。

ただし、平成30年7月豪雨災害等の被災住宅に係るものは、助成対象とする部材の工事施工地への納材が令和3年4月1日以降であれば、助成対象とする。

オ 令和4年3月14日までに、助成対象とする部材の工事施工地への納材が完了する住宅など

(2) 平成30年7月豪雨災害等により被災した住宅の改修

ア 建築主が居住するために改修される住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅。集合住宅を含む。）

イ 主要構造部材等に県産森林認証材を2㎡以上使用した住宅

ウ 建築主と請負契約を締結した住宅

エ 助成対象とする部材の工事施工地への納材が、令和3年4月1日以降の住宅

オ 令和4年3月14日までに、助成対象とする部材の工事施工地への納材が完了する住宅など

3 助成金の額及び受付件数（7月21日より①、10月4日より②、③の受付枠の変更を行いました）

区分	一戸当たり の助成金額	受付件数 (うち被災者枠)
①新築 県産乾燥材を使用	(定額) 20万円	90戸 (5戸)
②新築 県産森林認証材を使用	(3万円/㎡) 12~24万円	310戸程
③平成30年7月豪雨災害等被災住宅の改修 県産森林認証材を使用	(3万円/㎡) 6~24万円	(15戸程)

※先着順に受付しますが、7月豪雨災害等被災住宅に係る申込みは、被災者枠として受付します。

※被災者枠が満了した場合は、一般の受付枠の中ですべての申込みを先着順に受付します。

※同物件に①と②の補助金を重複して受けることはできません。

※受付件数に限りがあります。受付状況は岡山県木材組合連合会にお問い合わせください。

※県産森林認証材を供給可能な業者の一覧を県木連HP（裏面に記載）に掲載していますのでご確認ください。

4 申込み方法及び手続きの流れ

申込書の提出（R4.2.28（月）まで）

（郵送の場合は、R4.2.28消印有効）

- 原則として施工業者へ納材する日の20日前までに、必要書類をお近くの下記申込み先に持参または郵送により2部提出してください。

交付予定者の決定

- 提出書類を審査し、審査結果通知書を送付します。

交付申請書の提出（R4.3.14（月）まで）

- 新築の場合は工事施工地への納材完了後に、改修の場合は対象部材の工事完了後に必要書類をお近くの下記申込み先に持参または郵送により2部提出してください。

審査・調査

- 提出書類の審査及び現地調査を行います。

交付決定・確定

- 交付決定及び額の確定通知書を送付します。

助成金請求（R4.3.22（火）まで）

- 助成金請求書を提出してください。

助成金支払い

- 助成金をご指定の口座に振り込みます。

申込みに必要な書類

<新築>

申込書、工事請負契約書の写し（建売住宅の場合を除く）、建築確認済証または建築工事届の写し、住宅の平面図

※罹災証明書の写し（平成30年7月豪雨災害等被災者の場合）

<改修>

申込書、工事請負契約書の写し、対象部材の使用箇所がわかる図面、施工前の状況がわかる写真、罹災証明書の写し

交付申請に必要な書類

<新築>

交付申請書、県産乾燥材・県産森林認証材使用証明書、県産乾燥材・県産森林認証材納材証明書、売買契約書の写し（建売住宅の場合）

<改修>

交付申請書、県産乾燥材・県産森林認証材使用証明書、県産乾燥材・県産森林認証材納材証明書、工事完成写真及び対象部材の使用箇所がわかる写真

※申込書等の様式は、県木連に備え付けているほか、県木連HP（<http://www.kaiteki-kinoie.or.jp/>）からもダウンロードできます。

申込み、交付申請に必要な書類への押印は不要です（ただし、助成金請求書は除く）

申込み先

建築地によって、下記へ持参または郵送により申込みください。（持参の場合は、事前に電話連絡願います。）

一般社団法人岡山県木材組合連合会（受付時間：9時～17時（昼休み、土日・祝日を除く））

〒700-0902 岡山市北区錦町1番8号 電話 086-231-6677 FAX 086-232-7549

津山地区木材組合（受付時間：9時～16時（昼休み、土日・祝日を除く））

〒708-0011 津山市上田邑2880 電話 0868-28-6312 FAX 0868-28-6312

真庭地区木材組合（受付時間：9時～16時（昼休み、火土日・祝日を除く））

〒717-0022 真庭市三田131 勝山木材ふれあい会館内 電話 0867-44-1277 FAX 0867-44-2920

問い合わせ先

一般社団法人岡山県木材組合連合会

〒700-0902 岡山市北区錦町1番8号 電話 086-231-6677

HP： <http://www.kaiteki-kinoie.or.jp/subsidy.html>

岡山県庁農林水産部林政課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7452（直通）

HP： <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-93903.html>



岡山県木材組合連合会



©岡山県「ももっち」「うらっち」